

【談話】「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等」の発表にあたって

～子どもたちの内心の自由を侵害する「道徳の教科化」ではなく、憲法や子どもの権利条約にそった道徳教育の創造を～

2015年2月10日
全日本教職員組合（全教）
書記長 今谷賢二

2月4日、文科省は「道徳の教科化」にともなう学習指導要領の改訂案を含む「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等」（以下、改訂案）を示し、パブリックコメントの募集を3月5日まで行うことを報道発表しました。

改訂案は、2014年10月の「道徳教育の教育課程の改善等について（答申）」（以下、「答申」）にもとづき、学校教育法施行規則の小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部の「道徳」を「特別の教科である道徳」（＝「道徳科」）と規定し、改訂する学習指導要領とともに小学校及び特別支援学校小学部については2018年度から、中学校及び特別支援学校中学部については2019年度から施行するとしています。また、2015年度以降、施行されるまでの間は、その「全部又は一部」について前倒しで実施できるとし、評価や指導要録・調査書等（以下、評価等）については、専門家会議を設けて検討するとしています。報道によれば、教科書の検定基準等については2015年夏までに、評価等については2015年秋までに結論を得るとされています。

改訂案は、現行学習指導要領の第3章道徳の内容項目を整理しなおすとともに、小学校では「社会に奉仕する」「公共のために役に立つ」、中学校では「社会参画の意識」「公共の精神」「集団の中での自分の役割と責任を自覚」などを追加しています。また、第1章総則の第2に「6」の項目を追加し、第3章特別の教科道徳の「2」の内容項目を学校教育活動全体の内容としたことは、これまでもまして押しつけの懸念が大きくなっています。さらに、小学校低学年の内容項目に「我が国」を追加し、「郷土」の前に「我が国」を配置するなど、子どもたちの発達段階への配慮に欠けるとともに、「我が国と郷土を愛する」とした2006年に改悪された教育基本法第2条の目標をいっそう具体化するものとなっています。

「答申」では、国民の懸念に配慮する形で「道徳教育の本来の使命に鑑みれば、特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるもの」としていました。しかし、改訂案では、指導や教材の取扱いにあたって「多様な見方や考え方のできる事柄」について、「特定の見方や考え方に偏った」指導や取り扱いをしないことを求める表現となっています。このことは、国民の懸念を逆手にとって、社会科教科書の検定基準のように、平和や基本的人権の尊重などについて「偏った」指導や取り扱いとして排除したり、時の権力者の意向を押しつけようとする意図も伺えるもので、子どもたちの内心の自由を尊重することや憲法の保障する良心の自由や学問の自由を全面的に保障する立場に立っていません。

このように、今回の改訂案は、道徳を「特別の教科」に位置づけ、教科書を作成し評価まで導入することで、子どもたちに国が考える特定の価値観を押しつけるシステムをつくり上げ、内心の自由を侵すものであり、断じて容認できません。

そもそも道徳は、一人ひとりの価値判断にかかわるものであり、その内容に評価を与えることはなじまないものです。前回の学習指導要領の改訂にあたって中教審の論議において、「正しい生き方」を「こういうものだと決めて、それを教えて、それが守られているかどうかを四六時中監視すれば、悪いことはしなくなります。しかし、結果として良心は死んでしまう」などの教科化に反対する意見が多数表明され、教科化を見送った経緯があります。また、マスコミ報道でも「価値観強制懸念拭えず」（東京新聞）、「多様な価値観の尊重をうたいながら、何を愛すべきか決めつけている矛盾がある」（信濃毎日新聞）などの懸念や「評価は難しい」、生徒は「建前しか言わなくなる」などとの識者のコメントを紹介しているように、国民的な合意も成立していません。

全教は、道徳を教科化し、一人ひとりを評価するのではなく、個人の尊厳や良心の自由・学問の自由などが最大限に保障された上で、平和や基本的人権の尊重など人類が到達した普遍的な価値を一人ひとりが自らのものとして獲得し、はぐくむことを大切にした道徳教育をすすめることこそが、いじめの克服などにあたって重要なことだと考えるものです。そうした立場から改訂案を撤回することを文科省に求めるとともに、憲法や子どもの権利条約にもとづく道徳教育の創造を呼びかけるものです。

以上